

幼稚園・保育園給食 食物アレルギー対応

◆ 食物アレルギー対応の状況

アレルギー食品	対応方法				対応区分		
	除去食	代替食	使用しない	弁当持参	学校給食センター	保育園(※)	家庭
卵	○	○			○		
乳・乳製品	○	○			○		
小麦粉	○	○			○		
ごま	○	○				○	
魚卵(シシャモ・タラコなど)	○	○				○	
甲殻類(えび・かに)	○	○				○	
果物(キウイ・バナナなど)	○	○				○	
ソバ			○				
ピーナッツ			○				
ナッツ類(アーモンド・カシューナッツなど)			○				
軟体類・貝類(イカ・タコ・ホタテ)				○			○
大豆				○			○
魚類(サバ・サケなど)				○			○
肉類(鶏肉・牛肉・豚肉)				○			○
その他				○			○

※ 幼稚園は、施設等の都合により園での対応は行っていません。

◆ アレルギー対応を実施するまでの流れ

① 生活管理指導書の提出(保護者)

園児は、主治医及びアレルギー専門医等の診察を受ける。保護者は、医師が記載した生活管理指導書を園長へ提出する。

② 食物アレルギー対応希望申請・同意書の提出(保護者)

保護者は、併せて食物アレルギー対応希望申請・同意書を園長へ提出する。

③ 三者面談

保護者、園長(又は保育士)及び栄養士は、提出された生活管理指導書を基に三者面談を行い、該当園児のアレルギー対応を協議する。

④ 食物アレルギー対応確認書の作成(園長)

園長は、三者面談の結果を踏まえ、新規・継続・解除等の内容に応じた「食物アレルギー対応確認書」を作成する。

⑤ 保護者へ通知(園長)

園長は、保護者へ「食物アレルギー対応確認書」を通知する。

⑥ アレルギー対応開始

保育園又は幼稚園と学校給食センターが情報を共有し、保護者と連携を取りながら、アレルギー対応を実施する。